

令和7年度(令和6年中の所得) 市民税・県民税 申告の手引き

令和6年1月1日から同年12月31日までの各種所得および控除などを記入し、同封の「返信用封筒」によりご郵送ください。

市民税・県民税の申告は **郵送** で！

はじめに
P1
3

申告書の書き方
P4
5
6

所得算出方法
P7

医療費控除
P8

～書き方が分からない場合～

- ① 申告書の左図の **赤枠の部分** のみ記入
- ② 添付書類(下の《添付書類》を参照)と申告書を返信用封筒に入れ郵送

～ご自分で作成する場合～

- ① 次ページ以降を参考に記入
- ② 添付書類(下の《添付書類》を参照)と申告書を返信用封筒に入れ郵送

※ 受付書の返送をご希望のかたは、住所・氏名を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。切手貼付の返信用封筒が同封されていないと、受付書の返送はできません。

《添付書類》

お預かりした資料は返却できませんので、写しを提出してください。

※⑥については、原本の添付が必要です。

- ① 収入および所得を証明できる書類
(源泉徴収票・給与明細書・支払調書など)
- ② 社会保険料の領収書や控除証明書など
(健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金など)
- ③ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ④ 医療費控除の明細書
- ⑤ セルフメディケーション税制の明細書
(④⑤の明細書は国税庁または市役所のホームページからダウンロードできます)
- ⑥ 寄附金の受領書や領収書など寄附したことがわかる証明書(原本)
- ⑦ 障害者手帳の写し
- ⑧ 障害者控除対象者認定書
※ 障害者控除対象者認定書は令和6年12月31日現在、障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上のかたで、介護保険の要介護1から要介護5に認定されているかたが申請できます。
(申請先: 川口市役所長寿支援課支援係)
- ⑨ 学生証の写し
- ⑩ その他控除を証明するもの
- ⑪ 「身元確認」書類 左表参照
- ⑫ 「番号確認」書類 左表参照

申告期限は3月17日(月)です

身元確認書類の写し

【1点で確認ができる書類】

個人番号カード(マイナンバーカード)の両面、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳、写真付身分証明書(学生証、社員証、住民基本台帳カード等)、税理士証票

【2点で確認ができる書類】

保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証(写真なし)、社員証(写真なし)、住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票(謄本、抄本どちらでも可)、母子健康手帳、源泉徴収票、納税証明書、領収書(地方税、国税、社会保険料、公共料金に限る)等

番号確認書類の写し(いずれか1つ)

個人番号カード(マイナンバーカード)の両面、「通知カード」(氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもの)、マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書

問い合わせ先

● 市民税・県民税については
川口市役所市民税課 〒332-8601 川口市青木2-1-1
☎048-259-7636・7634・7635(直通)

● 確定申告(所得税)については
川口税務署 ☎048-252-5141
西川口税務署 ☎048-253-4061

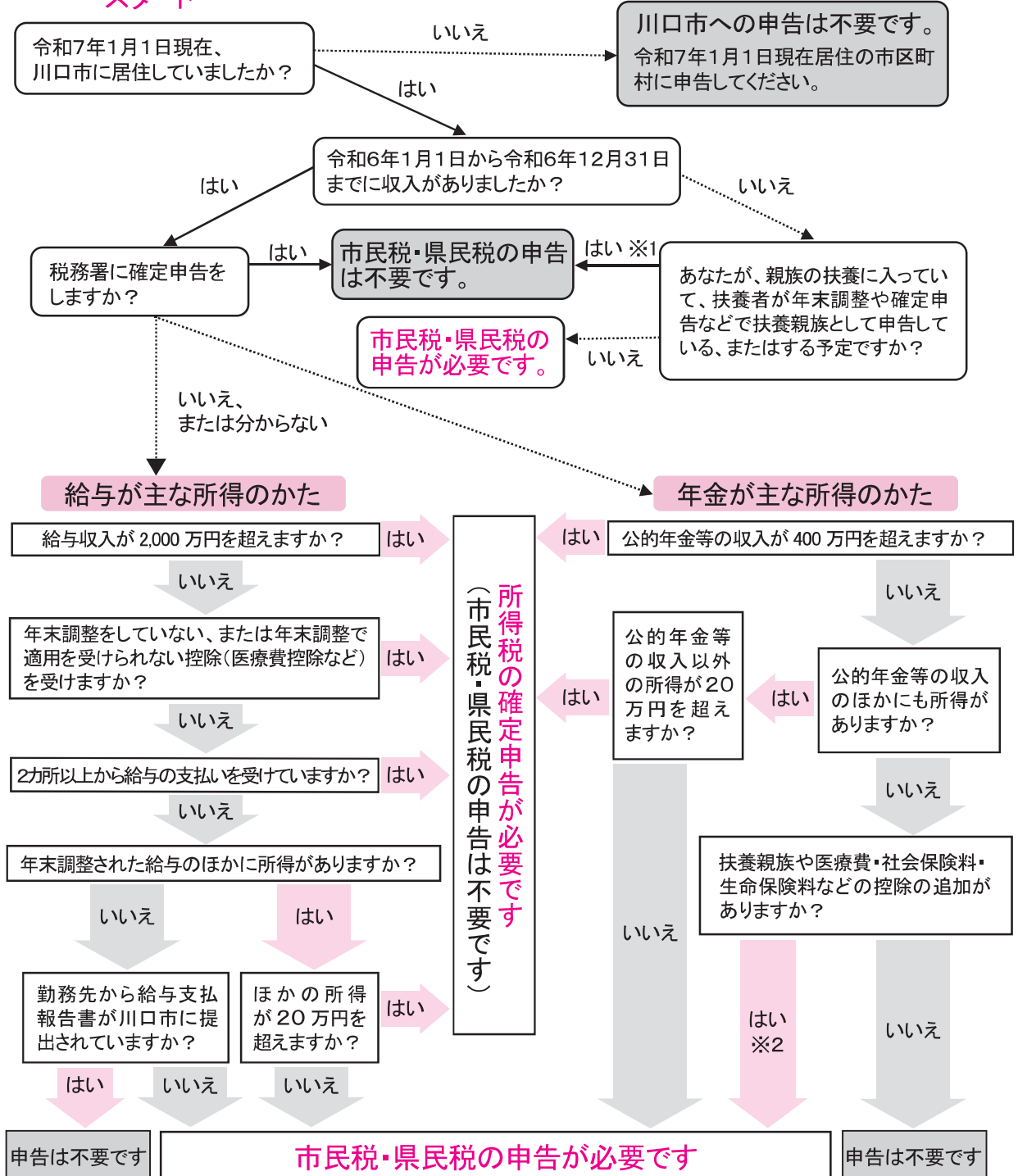
申告が必要か確認しましょう

市民税・県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安ですので、当てはまらない場合があります。

ご不明な場合は市民税課に直接お問い合わせください。

(令和7年1月下旬に送付した市民税・県民税申告書は、令和7年1月中旬に発送対象者のデータを作成しています。遡ってお手続きをしたことにより、令和7年1月1日に川口市に住民票がないかたにも送付している場合があります。)

スタート



※1 被扶養者であっても、国民健康保険・後期高齢者医療保険・児童手当などの関係で非課税決定が必要なかたや所得金額記載(0円記載)の証明書が必要とするかた、扶養者のかたが市外在住である場合は、市民税・県民税の申告が必要となります。

※2 確定申告が不要なかたでも、公的年金等から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告により、所得税が還付されることがあります。

はじめに
P1~3

申告書の書き方
P4~6

所得算出方法
P7

医療費控除
P8

公的年金等を受給しているかた

公的年金等(個人年金・遺族年金・障害年金を除く)の収入の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付、純損失や雑損失の繰越控除などの控除を受けるときは、確定申告書の提出が必要です。詳細は税務署にお問い合わせください。

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない所得控除などを市民税・県民税の計算に適用するには、市民税・県民税の申告が必要です。

遺族年金・障害年金を受給しているかたは、各種行政サービスを受けるため、収入「0円」の市民税・県民税申告が必要です。

公的年金等の収入のみで、合計額が400万円以下のかたのフローチャート

※簡単な目安ですので当てはまらない場合があります。

全ての公的年金等の合計収入金額が以下の基準に該当しますか？

扶養者がいない場合

65歳以上：1,550,000円以下
65歳未満：1,050,000円以下

扶養者が一人いる場合

65歳以上：2,110,000円以下
65歳未満：1,713,334円以下

いいえ

1月中旬から末ごろに年金機構等から送付されます。

「公的年金等の源泉徴収票」の内容に変更(※1)や所得控除の追加(※2)がありますか？

はい

公的年金等の源泉徴収税額が0円ですか？

はい

いいえ

市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる可能性があります。

市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ市民税課に提出してください。

いいえ

はい

確定申告と市民税・県民税の申告は不要です。

確定申告をすると所得税が還付される可能性があります。

国税庁ホームページから、確定申告書を作成することができます。所得税が還付になる場合は、税務署に確定申告書を提出してください。

所得税が還付されなくても、市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる可能性があります。

市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ市民税課に提出してください。
※確定申告書を提出した場合、市民税・県民税の申告書は提出不要です。

※1 源泉徴収票の記載内容を訂正・取り消しする場合(扶養に取れない親族の名前が記載されている場合など)は、課税決定後に税額が上がる可能性がありますので、必ず市民税・県民税申告書を提出してください。

※2 追加できる控除: 源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、医療費控除、寄附金控除など

申告書の書き方

はじめに
P133

証明 印の項目については証明書等の添付(コピー可)が必要となります。

収入金額等

事業所得

【営業等】 卸売業・小売業・製造業・飲食店業・サービス業・医師・弁護士・外交員などの事業から生ずる所得。
【農業所得】 農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の育成などから生ずる所得。
※申告書裏面「7. 営業等・不動産所得のあるかた」へ、収入・必要経費を記入し、所得を求めてください。

不動産所得

地代、家賃、土地や家屋の権利金などから生ずる所得。
※申告書裏面「7. 営業等・不動産所得のあるかた」へ、収入・必要経費を記入し、所得を求めてください。

証明 利子所得

特定公社債の利子などの所得。(源泉分離課税されるものを除く)

証明 配当所得

株式の配当、出資の配当、余剰金の分配などの所得。

証明 給与所得

給料・賃金・賞与などの所得。(パート・アルバイト含む)
※源泉徴収票がないかたは、5ページの「給与収入があって源泉徴収票のないかた」を参考に記入してください。

証明 雑所得

【公的年金等】 国民年金・厚生年金・共済年金などの所得。
※遺族年金・障害年金は所得に含まれないため、5ページの「収入がなかったかたの記載欄」を参考に記入してください。

【業務】 原稿料・講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得。

【その他】 個人年金・シルバー人材センター配分金・就労継続支援B型事業所の工賃など、他の所得のいずれにもあてはまらない所得。

証明 総合課税の譲渡所得

ゴルフ会員権、貴金属、機械などの資産を譲渡したことによる所得。譲渡した資産の保有期間が5年以内の場合は「短期」、5年を超える場合は「長期」に該当します。

証明 一時所得

懸賞当選金、競馬・競輪などの払戻金、生命保険金の満期一時金、遺失物の拾得により受ける報労金などの一時的な所得。

市民税・県民税の納税方法

市民税・県民税が給与から差し引かれるかたで、給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満のかたは給与所得以外)の所得がある場合、それに対する市民税・県民税の納税方法が選択できます。ご希望の納税方法をチェックしてください。

特定配当・特定株式等譲渡所得金額の市民税・県民税の課税方式の選択の廃止について

令和6年度(令和5年分)の市民税・県民税の申告より、特定配当・特定株式等譲渡所得金額について、所得税と異なる課税方式の選択ができなくなりました。

※詳しくは、川口市ホームページ「上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方式の選択について」をご参照ください。

申告書の書き方
P456

所得算出方法
P7

医療費控除
P8

現住所・氏名・生年月日・電話番号・職業・個人番号・(代理申告者または作成税理士名)は必ず記入してください。

(鉛筆・消えるボールペンは不可)

※記入された内容についてお電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

令和7年度分 市民税・県民税申告書

(あて先) 川口市長
令和 年 月 日提出 ※個人番号(マイナンバー)記載の際は、必ず番号確認書類を添付してください。

(注) 収入がなかったかたは裏面に記入してください。添付書類をここに貼ってください。

1 収入金額等 (営業等・不動産については裏面7を併用してください)

区分	A収入金額	B必要経費	C専従者控除額	所得金額(A-B-C)
事業	000	000	000	000
不動産	000	000	000	000
利子	000	000	000	000
配当	000	000	000	000
給与	000	000	000	000
専従者給与	000	000	000	000
公的年金等	000	000	000	000
業務	000	000	000	000
その他	000	000	000	000
合計	035+036+038+039+040+041+042+047=			000

2 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除額	所得金額(C-D)
配偶者特別控除	000	000
雑損控除	000	000
医療費控除	000	000
社会保険料控除	000	000
生計維持料控除	000	000
公益増進料控除	000	000

3 本人事項

開業者控除 知財 備付 身体 その他

ひとり親控除 高齢 死傷 生死不詳

勤労学生控除 学校名 _____

4 控除対象配偶者及び扶養親族 (扶養親族の扶養控除も記入してください)

①氏名(配偶者) 続柄 障害者

氏名: 氏名 妻・夫 続柄: 同居/別居/単身

②一任氏名(扶養親族) 続柄 障害者

氏名: 氏名 年少 続柄: 同居/別居/単身

氏名: 氏名 年少 続柄: 同居/別居/単身

氏名: 氏名 年少 続柄: 同居/別居/単身

氏名: 氏名 年少 続柄: 同居/別居/単身

上記のうち、別居のかたの番号(住所)を記入してください。

番号 住(国/海外在住の場合は国名)

扶養者はいません。(扶養親族のみに適用)

裏面にも記入する欄がありますのでご注意ください。

(よりとらないでください)

この申告書を提出した場合、ふるさと納税(ワンストップ特例)は適用できなくなり、納税金額の申告が必要です。

令和7年度分 市民税・県民税申告書 受付書

給与収入額 _____ 受付印

年金収入額 _____

所得 _____

所得 _____

控除追加のみ 備考: _____

本人事項

※昨年中に所得がなかったかたも該当する場合は必ず記入してください。

証明 障害者控除

障害者手帳や障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合に記入してください。また同一生計配偶者（控除対象配偶者含む）や扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含む）が該当する場合も同様の控除額が受けられます。

(控除額)

普通障害者	26万円
特別障害者	30万円
53万円(本人以外の同居の特別障害者がいる場合)	

証明 勤労学生控除

あなたが学生または生徒であり、合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に受けられる控除です。(控除額) 26万円

控除対象配偶者及び扶養親族

※昨年中に所得がなかったかたも該当する場合は必ず記入してください。

配偶者控除

あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の場合に記入してください。

※配偶者が障害者の場合は **障害者控除** を参照してください。

(控除額)

納税義務者の合計所得金額	控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前に生まれたかた)	38万円	26万円	13万円

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超え、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には配偶者控除の適用は受けられませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数や障害者控除をとることができます。したがって、同一生計配偶者として申告する場合は 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く) にチェック☑してください。

収入がなかったかたの記載欄

昨年中に収入がなかったかた、あるいは扶養となっていたかたは、「申告書裏面 5」の該当する選択肢 (A～F) に○をし、必要事項を記入してください。

非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算出等の資料になります。

5 収入がなかったかたの記載欄

該当する選択肢(A～F)に○をして、必要事項を記入してください。

A 下記の人に扶養、援助されていた。

氏名 _____ 続柄 _____

B 雇用保険(失業保険)・労災保険等を受給していた。

C 遺族年金等を受給していた。(該当に○) _____ 遺族年金・障害年金

D 預貯金等で生活していた。

E 生活保護法による生活扶助を受けていた(いる)。

F その他(どのように生計を立てていたか具体的に記入してください)

※留意事項※

収入のなかったかたでも、非課税証明書の発行・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度・国民年金・児童関連手当・保育関連助成金等の保険料算定や資格審査の資料となりますので、該当項目へ記入のうえ提出してください。

ひとり親控除・寡婦控除

(控除額)

ひとり親控除 30万円	現に婚姻をしていないかた※で、前年の総所得金額等が48万円以下の同一生計の子を有し、前年の合計所得金額が500万円以下のかた
寡婦控除 26万円	夫と離婚した後婚姻をしていないかたで、子以外の扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下のかた 夫と死別した後婚姻をしていないかたで、前年の合計所得金額が500万円以下のかた

※住民票の同一世帯に「未届の夫」や「未届の妻」である記載があるなど、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められるかたを除く。

基礎控除

※記入は不要です。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

扶養控除

あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で合計所得金額が48万円以下の場合に記入してください。なお、**控除対象とならない16歳未満の年少扶養親族も記入してください。**

※扶養親族が障害者の場合は **障害者控除** を参照してください。

(控除額)

区分	控除額	備考
年少扶養親族	0万円	平成21年1月2日以降に生まれたかた
一般扶養親族	33万円	平成18年1月2日～平成21年1月1日と 昭和30年1月2日～平成14年1月1日に生まれたかた
特定扶養親族	45万円	平成14年1月2日～平成18年1月1日に生まれたかた
老人扶養親族	38万円	昭和30年1月1日以前に生まれたかた
同居老親	45万円	老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で同居しているかた

※控除対象配偶者、扶養親族のうち世帯が別のかたは、必ず申告書に個人番号(マイナンバー)と住所を記入してください。

※扶養者がいない場合 扶養者はいません。 にチェック☑してください。

給与収入があって源泉徴収票のないかた

「申告書裏面 6」に各月の給与額と合計額、勤務先名等を記入してください。申告後に金額の変更はできませんのでご注意ください。金額に相違がないことを確認しチェックしてください。

社会保険料控除を受ける場合は、社会保険料が記載された給与明細書(写し)の添付が必要です。

6 給与収入があって源泉徴収票のないかた

月	給与収入(円)	
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与		
合計		
勤務先名		
勤務先住所		
勤務先電話番号	-	-
<input type="checkbox"/> 上記の金額に相違ありません。		
下線に該当する場合は、上の口に「✓」を記入してください。 (合計と各月額で相違がある場合は各月額を給与収入とします。)		

はじめに
P153

申告書の書き方
P456

所得算出方法
P7

医療費控除
P8

所得から差し引かれる金額

※昨年中に所得がなかったかたは控除を申告する必要はありません。

配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下の場合に受けられる控除です。

(控除額)

配偶者の合計所得金額	◎配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 控除額		
	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
1,330,001円～	0円	0円	0円

雑損控除

昨年中に災害や盗難によって住宅や家財等に損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合、下記のいずれかが多い金額が控除されます。

(控除額)

A	(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額)×10%
B	災害関連支出の金額－5万円

医療費控除

昨年中に支払った医療費や通院費等が一定の額以上ある場合に、次の式で算出した金額が控除されます。「医療費控除の明細書」が必要となります。(控除額) 限度額200万円

$$\left(\text{支払額} - \frac{\text{保険金等により補てんされる金額}}{\text{10万円あるいは、総所得金額等の合計額の5\%のうちいずれか少ない金額}} \right) - \text{1万円}$$

※支払った医療費が戻るものではありません。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
「セルフメディケーション税制の明細書」が必要となります。
(控除額) 限度額8万8千円

$$\left(\text{スイッチOTC医薬品購入額} - \frac{\text{保険金等により補てんされる金額}}{\text{1万円}} \right) - \text{1万円2千円}$$

※明細書を添付してください。一定の取組がわかる書類はご自身で5年間保存してください。
(明細書は国税庁または市役所ホームページよりダウンロードしてください。)
※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用となりますので、どちらか一つの控除しか受けられません。

社会保険料控除

昨年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの金額が控除されます。
(控除額) 支払った額の全額

小規模企業共済等掛金控除

昨年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済の掛金の合計額が控除されます。(控除額) 支払った額の全額

生命保険料控除

昨年中に支払った一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料が控除されます。

(控除額) [一般生命保険料]・[個人年金保険料]・[介護医療保険料]の支払いがある場合は、各々計算した控除額の合計となります。(限度額7万円)

旧契約	支払った保険料	控除額 全額
	～15,000円	
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
	70,001円～	35,000円

(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除算出方法)

新契約	支払った保険料	控除額 全額
	～12,000円	
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円

(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除算出方法)

※旧契約と新契約の両方を契約しているかたは、旧契約のみ(適用限度額各35,000円)、新旧契約の組み合わせ(適用限度額各28,000円)、新契約のみ(適用限度額各28,000円)のいずれかのうち、市民税・県民税の控除額が最も高くなる方法で計算します。

※介護医療保険料は新契約になります。

地震保険料控除

昨年中に支払った地震保険料(旧長期損害保険料)が控除されます。

(控除額) [地震保険料]と[旧長期損害保険料]の両方の支払いがある場合は、各々計算した控除額の合計となります。
(限度額2万5千円)

地震保険料控除		経過措置としての旧長期損害保険料	
支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額
～50,000円	支払額×1/2	～5,000円	全額
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
		15,001円～	10,000円

寄附金控除を受けられるかたへ

市民税・県民税の寄附金控除を受けるには、市民税・県民税申告書の裏面「14. 寄附金に関する事項」欄に寄附金額を記入し、寄附先から送付される「寄附金受領証明書」等の添付が必要となります。

基本控除	対象寄附金	①都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金) ②住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、日本赤十字社に対する寄附金(総務大臣の承認を受けたもの) ③埼玉県・川口市の条例により指定された寄附金
	計算	(寄附金－2,000円)×10%を市民税・県民税所得割額から税額控除
	控除対象限度額	総所得金額等の30%
特例控除	対象寄附金	①都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
	計算	(寄附金－2,000円)×(90%－寄附者の所得税の税率×1.021)
	控除対象限度額	(市民税・県民税所得割額－調整控除額)×20%

◎ふるさと寄附金の申告特例(ワンストップ特例)を利用されるかたへ

ふるさと寄附金の申告特例(ワンストップ特例)は、確定申告書および市民税・県民税申告書を提出しないかたで、かつ寄附先の地方団体が5団体を超えない等の条件を満たすかたが対象となります。

ふるさと寄附金の申告特例(ワンストップ特例)を申請したかたが、確定申告書および市民税・県民税申告書を提出した場合、特例が適用されなくなりますので、各申告書を提出する必要がある場合は寄附金控除もあわせて申告してください。

給与収入・公的年金等に係る所得算出方法

給与所得の速算表

収入金額	所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	※(収入金額÷4,000)×2,400円+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	※(収入金額÷4,000)×2,800円-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	※(収入金額÷4,000)×3,200円-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

※()内は小数点以下切捨て

公的年金等に係る雑所得の速算表

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等雑所得の金額
65歳未満	～ 600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%-1,455,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円
65歳以上	～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%-1,455,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下であるかたは10万円、2,000万円を超えるかたは20万円が、それぞれ上記所得額に加算されます。

P153
はじめに

P456
申告書の書き方

P7
所得算出方法

市民税・県民税が非課税になるかた

下記のイからハにあてはまるかたの市民税・県民税は非課税となります。

イ. 令和7年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた

ロ. 令和7年1月1日現在、未成年者（18歳未満）で、

令和6年中の合計所得金額が135万円以下のかた

ハ. 令和6年12月31日現在、障害者・ひとり親・寡婦で、

令和6年中の合計所得金額が135万円以下のかた

ニ. 令和6年中の合計所得金額が、右表の金額以下のかた

[税法上の扶養人数＝同一生計配偶者（控除対象配偶者含む）＋扶養親族]

※下記計算式参照

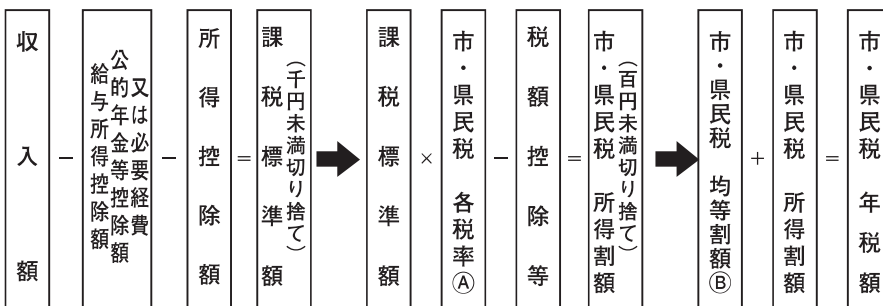
●均等割非課税（合計所得金額）	●所得割非課税（総所得金額等）
35万円×(税法上の扶養人数+1)+10万円+21万円 (税法上の扶養がない場合は21万円を加算しない)	35万円×(税法上の扶養人数+1)+10万円+32万円 (税法上の扶養がない場合は32万円を加算しない)

市民税・県民税 非課税速算表	
税法上の扶養人数	合計所得金額
0人	45万円
1人	101万円
2人	136万円
3人	171万円
4人	206万円
5人	241万円
6人	276万円

P8
医療費控除

市民税・県民税の計算の流れ

令和7年度の市民税・県民税は、令和6年中の所得と控除により令和7年6月から課税されます。



※分離課税等がある場合は計算方法が異なります。

① 所得割の税率（総合課税分）

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

② 均等割額

市民税	3,000円	県民税	1,000円
-----	--------	-----	--------

パート収入と税金

配偶者にパート収入等がある場合、その収入金額によって本人にかかる税金や配偶者にかかる税金が決まります。

配偶者のパート収入	配偶者控除	特別配偶控除	配偶者自身の税金	
			所得税	市県民税
100万円以下	○	×	非課税	非課税
100万円超～103万円以下	○	×	非課税	課税
103万円超～201万6千円未満	×	○	課税	課税
201万6千円以上	×	×	課税	課税

※その他の所得があるかたは上記の限りではありません。

※令和6年度から森林環境税（1,000円）が導入されました。詳しくは、川口市ホームページ「令和6年度から始まる森林環境税（国税）の課税について」をご参照ください。

医療費控除の申告に領収書は提出不要です

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の提出が必要です。領収書の提示・提出では医療費控除の適用を受けることができませんのでご注意ください。

「医療費控除の明細書」の作成に使用した領収書は自宅で5年間保存してください。

◎医療費控除の明細書の記載例

1. 医療費通知に関する事項

医療費通知とは、健康保険組合等が発行する医療費の額を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者の名前②療養を受けた年月③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院・薬局などの名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分が見えなくなるようマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジック等で塗りつぶす)をお願いします。

(1)医療費通知書に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	ア 円	イ 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額の合計額を記載します。

(2)の医療費のうち保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2. 医療費(上記1以外)の明細 ※「1. 医療費通知に関する事項」に記載したものについては記入しないでください。

「医療を受けた人」「病院・薬局」ごとに医療費を合計して記入してください。

(1)医療を受けた人	(2)病院・薬局などの支払先名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
川口 太郎	〇〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 ××× 円
//	□□調剤薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 ××× 円
//	J R、△△バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費 ××× 円
川口 花子	〇〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 ××× 円
//	□□調剤薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 ××× 円

- ・医師または歯科医師に支払った診療費・治療費、治療や療養のための医薬品の購入費などが対象になります。ただし、予防接種や健康増進、予防のための医薬品の購入費、容姿の美化や容ぼうを変えることなどを目的とする、整形手術の費用などは対象外です。
- ・次のような費用について医療費控除を受ける場合は、証明書の提出または提示が必要となります。
例：寝たきりの人のおむつ代、ストマ用具購入費など
- ・所得によっては、支払った医療費の合計額が10万円以下でも医療費控除が受けられる場合があります。

「医療費控除の明細書」は川口市ホームページからダウンロードできます。
医療費控除は支払った医療費が戻るものではありません。

自宅で
申告!

ご自宅のパソコンやスマートフォンから源泉徴収票などの情報を入力するだけで、市民税・県民税の申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送で提出してください。申告書のダウンロードも可能です。

※本人確認書類の写しを必ず同封してください。同封されていない場合は受付できませんので申告書を返送させていただきます。

川口市ホームページ「市民税・県民税税額試算・申告書作成コーナー」

